

1 議事日程

[平成19年太宰府市議会第2回(5月)臨時会]

平成19年5月15日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(太宰府市税条例の一部を改正する条例)
日程第4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例)
日程第6 議案第41号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて
日程第7 議案第42号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである(20名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 原田久美子 議員 | 2番 藤井雅之 議員 |
| 3番 長谷川公成 議員 | 4番 渡邊美穂 議員 |
| 5番 後藤邦晴 議員 | 6番 力丸義行 議員 |
| 7番 橋本健 議員 | 8番 中林宗樹 議員 |
| 9番 門田直樹 議員 | 10番 小柳道枝 議員 |
| 11番 安部啓治 議員 | 12番 大田勝義 議員 |
| 13番 清水章一 議員 | 14番 安部陽 議員 |
| 15番 佐伯修 議員 | 16番 村山弘行 議員 |
| 17番 田川武茂 議員 | 18番 福廣和美 議員 |
| 19番 武藤哲志 議員 | 20番 不老光幸 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

- | | |
|-------------|------------|
| 3番 長谷川公成 議員 | 4番 渡邊美穂 議員 |
|-------------|------------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

- | | |
|------------------------------|-------------|
| 市長 井上保廣 | 収入役 松島幹彦 |
| 教育長 關敏治 | 総務部長 平島鉄信 |
| 総務部政策統括 担当部長 石橋正直 | 地域振興部長 松田幸夫 |
| 地域振興部地域 コミュニティ推進担当部長 三笠哲生 | 市民生活部長 関岡勉 |

| | | | |
|--------|-------|----------------|------|
| 健康福祉部長 | 永田克人 | 健康福祉部子育て支援担当部長 | 村尾昭子 |
| 建設部長 | 富田 讓 | 上下水道部長 | 古川泰博 |
| 教育部長 | 松永栄人 | 監査委員事務局長 | 木村 洋 |
| 総務課長 | 松島健二 | 税務課長 | 古野洋敏 |
| 地域振興課長 | 大藪勝一 | 国保年金課長 | 木村裕子 |
| 建設課長 | 大内田 博 | 上下水道課長 | 宮原勝美 |
| 教務課長 | 井上和雄 | | |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記 | 伊藤 剛 | 書記 | 花田敏浩 |
| 書記 | 満崎哲也 | | |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成19年太宰府市議会第2回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

3番、長谷川公成議員

4番、渡邊美穂議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第5まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第3、議案第38号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」から日程第5、議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3から日程第5までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

本日、平成19年太宰府市議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中をご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

去る5月2日に、統一地方選挙後初の臨時議会が開催されました。正・副議長、各常任委員会正・副委員長並びに3常任委員会それぞれの構成委員が決定をされまして初めての議会でございます。議員各位におかれましては、今後の市政運営に対しまして、温かいご支援とご理解をいただき、市民福祉の向上と市政のさらなる発展のため、格別のご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、総合的な施策につきましては、去る第1回臨時会で申し上げましたとおり、6月定例会におきまして施政方針としてお示しをしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの3件、人事案件2件、合わせて5件のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号から議案第40号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第38号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴い、市税条例の一部を改正するものであり、改正法の適用が本年4月1日の部分があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。

改正の主な内容を申し上げますと、まず上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限が、配当につきましては平成21年3月31日まで、譲渡益につきましては平成20年12月31日まで、それぞれ1年の延長となりました。

次に、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置が創設をされております。高齢者、障害者等の居住する既存住宅について一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度の家屋部分固定資産税を、100㎡分までを限度として3分の1減額するものでございます。

この改正は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われたバリアフリー改修が対象となります。

次に、議案第39号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について説明を申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の医療保険分に係る課税限度額を現行の53万円から56万円に引き上げております。

次に、議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」についてご説明を申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、専決処分をさせていただきます。

改正の内容につきましては、関係条文を整理したものでございます。

よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第3から日程第5までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第38号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」について、これから質疑を行います。

通告がありますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、わかりやすく説明をいただきたいと思いますので、新旧対照表に基づいて質疑をさせていただきたいと思います。

まず、1ページにありましたように、今回の地方税法の改正については、わずかバリアフリーだけが市民にとって、ある一定のメリットがありますが、ほかは大企業に対する温存した税制になっておりまして、まず2ページですが、この資本金等の額の均等割部分ですが、現在日本道路公団、それからエーザイが太宰府にはあります、それから独立行政法人としての国立博物館がありますが、こういう第31条の均等割の税率、法人等の区分の関係では太宰府市では該当があるのかどうか、これが1点です。

それから、3ページになりますたばこ税が、3,064円が3,298円ですが、これが改正後どういう状況で税収の増額になるか。

それから次に、5ページですが、この附則の1から6は略しておりますが、この税制改正で、バリアフリーを、200万円の工事をした場合、5年間で60万円を控除することができるというふうになっておりますが、この部分についても、税務署に申告をし、認定を受け、そういう手続をしなければならないという状況になりますが、こういう部分についての業務が大体どういう状況になるのかもあわせて報告をいただきたい。

次に8ページですが、先ほど市長から説明がありましたように、この上場株式等を譲渡した場合に、本来は20%の税金を納めなければならないのに、10%を延長するという内容であり、

本来税金をもうかっているところが安くしてもらうなんていうのはもってのほかですが、こういう状況について、太宰府では該当があるのかないのかも含めて報告をいただきたい。

それから、11ページになりますが、保険料にかかわる個人市民税の課税の特例についてが新たに設けられておりますが、この社会保険料とみなすという内容について、どういう状況になるのかも含めて説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） まず初めに、1番目の法人税の関係は後で説明をいたします。

たばこ税の引き上げについては、平成18年4月1日に附則で改正されておりますけども、今回それを本文の方で改正しようということでございます。

増額になっているのかどうかというようなことでございますけども、値上げによりまして売上本数が約5%ほど減少をいたしております。で、値上げによる増収分がそれに見合う分、多少増えるかなというふうな形でございまして、同等か、若干たばこ税が決算で伸びるのかなというふうな予想をいたしております。

それから、議員さんご指摘のバリアフリーの関係で、今回税の控除があるということでございますが、これも書類の提出をお願いする、あるいは申告、それから工事をやったという証拠書類等々が要るわけでございますけども、そういうものを提出いただいて、そして控除をしていくと、そういうことでございますので、バリアフリーをなさる方については、多少事務的に手続を煩わせますけども、確認のために、そういう決められた様式に従って申請をお願いしたいというふうに考えております。

それから、上場株式の譲渡益の配当に関する課税の税率でございまして、従来ですと20%というのが本来の考え方でございます。しかし、この制度が導入されたとき、平成14年から平成15年の初めでございまして、この時期は日経の平均株価が8,000円という非常に低い状況でございました。日本経済が非常に停滞した時期でございまして、この景気回復のために、今まで貯蓄をしていたものを投資に向けようというようなことからこの税制が改正されております。

現在では1万7,000円ほどの市場になっておりますけども、これを今もとに、20%に戻すという意見もございましたけども、もししばらくこの状況を見るべきではないかと、あと一年を限度というふうな形の答申でございまして、そういう形で景気の回復を本物にしようという形で、引き下げたままの状況が続けようという形になっております。

それから、法人については課長の方から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 件数については正式に把握していません。該当数は具体的に把握していませんけど、数社該当がございまして。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） その数社は該当があると。だから、当然この、まず2ページですが、道路公団という、大変民営化されて、エーザイの横にあります、これが資本金の額、大変な部分ですが、こういう状況について、道路公団、それからエーザイについても株式が一部上場になっていますし、独立した営業本部になっておりますし。それから、国立博物館というか、九州大学も独立行政法人になっていまして、直ちに国立博物館の職員だとか九州大学の職員は、同じ公務員でありながら、やめた後直ちに失業保険が受けられるようになったと。国家公務員と地方公務員は退職しても失業保険はないのに、そういう独立行政法人の職員は直ちに退職と同時に失業保険がもらえる。ただし、税金も、そういう会社として、独立行政法人ですから、税金を納めなきゃなりません、ある一定この資本金の法人税額については、太宰府では数社あるという形で、今の段階でははっきりしないけど、後で答えられるということでしょう。

それから、今回答を総務部長の方からいただきましたが、再質問の部分で、この3ページのたばこ税の部分で、5%たばこの消費が減っているから、この分、引き上げた分でわずかということですが、この金額的なものについては、この実施段階から見て、ある一定経過を見ないとわからないという形でいいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 約2%弱ぐらい、現在たばこ税が全体で3億7,000万円ですので、その2%弱ぐらいが増収になるのではないかと、そういうふうな予想を立てております。

○19番（武藤哲志議員） それから、ちょっと質疑漏れが1点あったんですが、その下に、組合施行の区画整理、この特別土地保有税については全く該当ないのかどうかというのも、もう質問はしておりませんでしたから、後で聞きます。

それから、最後の質問の回答漏れがありましたが、11ページ、保険料にかかわる個人の市民税の課税の特例という形で、当然次の国保の関係がありますが、社会保険料とみなしてこの条例の規定を適用するというのが新規に上がってきたんですが、これに対する内容的なものについてはどういう内容かというのを質疑したところですが。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 3ページの土地区画整理事業についての特別土地保有税については、該当はございません。

それから、最後の回答漏れがあったということでございますけども、11ページ、外国で社会保険を払ったという場合について、従来はその規定がございませんで、国とのやりとりで今回はっきりしようという形になりまして、外国で社会保険料を支払った場合については、その分については税額控除にしようというふうな、平成19年度から適用するというふうになっております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。
討論を行います。
通告があつていますので、これを許可します。
19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、議案第38号ですが、市長の提案理由もありましたように、この地方税法の改正については、資本金の額の多いところについても、それから株式で利益を得ても税金を安くするという状況で、こういう地方税法の改正の中で、ただバリアフリーについてのみ60万円を5年間控除する内容、ほかは大変大企業に対してとか、そういういろんな部分についての特例を生かして税を安くして延長している内容ですので、この議案第38号については賛成できないことを表明しておきます。
以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。
議案第38号を承認することに賛成の方は起立願います。
（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。
したがって、議案第38号は承認されました。
〈承認 賛成17名、反対2名 午前10時22分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第39号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、これから質疑を行います。
通告があつていますので、これを許可します。
19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、市長から提案理由の説明がありましたが、53万円が56万円、最高額が3万円上がると、そして介護保険料の部分が9万円ですから、大変この国民健康保険と、それから64歳までですか、40歳から介護保険がこういう形で、65万円近くもなるわけですが、まず3万円の最高額、これについては該当世帯が大体どのくらいぐらいになるのかどうか。
それから、3万円が引き上がるということですが、この3万円になる世帯といいますか、大体400万円の申告をすれば、全部この3万円は引き上がるんじゃないかというふうに考えておりますが、大体所得区分で申告額がどのくらいで3万円の増額になるのか、申告の部分と、それから該当世帯とこの3万円が該当する額について、まず報告をいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 今回、53万円から56万円に最高限度額が引き上げられました。その世帯は約328世帯というふうを考えておまして、3万円の引き上げですと、約980万円の増収になるのではないかとこのように考えております。

で、この所得分が400万円で最高限度額になるのではないかなというご質問ですけども、もう少し所得が上がるようございまして、所得割率が7%ですので28万円、それに均等割、平等割、家族の多寡によって違いますけども、400万円を上回る所得というふうを考えております。

詳しくは課長の方から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 今総務部長が申しましたように、国民保険税の試算につきましては、所得割が7%、それと均等割、1人当たりですけど2万8,500円、それと人数分ですね、それに平等割額というのが2万8,500円、これを計算いたしまして最高限度額56万円という形になってきますので、今総務部長が申しましたように、状況でいろいろ異なりますけど、大体400万円過ぎた段階で限度額の方に達するという形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この国民健康保険税条例の一部を改正する議案第39号ですが、本来は国が補助金を出さなければならないのに、国民健康保険税に対する国の補助金を毎年削ってきております。それから、社会保険も国民健康保険も3割負担分になりました。以前は社会保険と国保との保険給付に格差があつたわけですが、一体となる。しかも、今国民健康保険税には様々な形で、当然社会保険で事業主負担が必要な部分がありますが、こういうものをしないために、国民健康保険に次から次に加入してきているという状況で、国保財政を圧迫をしております。その上に保険税を引き上げるということは、より一層滞納を増加し、様々な形で国保運営にも逆に悪循環を繰り返す結果になるんじゃないかとこのように考えております。今でさえ滞納額が大変大きくて、徴収に努力をされておりますが、こういう形で3万円引き上げることによって、逆に滞納も増加もするし、またこういう負担が積もることについては賛成できないという態度表明をしておきたいと思つております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号を承認することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、議案第39号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対2名 午前10時28分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第40号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例)」について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第40号は承認されました。

〈承認 賛成19名、反対0名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第41号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長(不老光幸議員) 日程第6、議案第41号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 議案第41号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

地方自治法第161条の規定により、本年5月18日から平島鉄信氏を副市長に選任したいので、同法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

平島氏は、昭和41年に当時の太宰府町に入庁され、これまで41年もの長きにわたり、市の職員として市の重要施策に直接関係する部署でご活躍されてきております。平成6年に総務部企

画課長、平成8年に、現在の建設部になりますが、建設経済部長に昇任、平成12年から現在まで総務部長を歴任されております。人格、識見にすぐれ、また行政職員としての経験も豊富であり、副市長として最適であると考えております。

履歴書を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしく同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第41号は同意されました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

○議長（不老光幸議員） ここで新しく副市長に就任されます平島鉄信氏のごあいさつをお受けしたいと思います。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 議長より発言のお許しをいただきましたので、一言お礼のあいさつを述べさせていただきます。

ただいま副市長の選任について、議員皆様のご高配によりご同意を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

副市長という重責を考えますと、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。この上は、皆様のご厚情を忘れることなく、毎日の仕事を通して自己研さんに励み、市長を補佐し、ふるさと太宰府のまちづくりのため、懸命に努力する所存でございます。

私、もとより浅学非才でございますので、議員皆様のさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第42号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第7、議案第42号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、安部啓治議員の退場を求めます。

（11番 安部啓治議員 退場）

○議長（不老光幸議員） 提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第42号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

平成19年4月29日付をもって議員選任の監査委員清水章一氏が任期満了となり、その後任委員として安部啓治氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

安部啓治氏は、平成7年の市議会議員選挙において初当選以来、今期で通算3期目を迎えられ、太宰府市政発展のためにご活躍されているところであります。

人格、識見にすぐれ、また人望も厚く、監査委員として最適任であると考えますので、履歴書をご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第42号は同意されました。

〈同意 賛成18名、反対0名 午前10時36分〉

○議長（不老光幸議員） ここで安部啓治議員の入場を求めます。

（11番 安部啓治議員 入場）

○議長（不老光幸議員） 安部啓治議員に申し上げます。

ただいまの議案第42号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意されましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） ここで、今限りで退任されることになりました松島収入役のごあいさつをお受けしたいと思います。

収入役。

○収入役（松島幹彦） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、退任に当たりまして一言お礼を申し上げます。

私は、今月末をもちまして収入役の任期を満了することができました。在任中は、議員の皆様方から公私とも格別なご指導、ご厚情を賜りまして、おかげをもちまして職務を全うすることができましたことを深く感謝し、心からお礼を申し上げます。

退任後も変わらぬご交誼を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、議員皆様方の今後ますますのご活躍とご健勝、ご多幸を祈念いたしますとともに、なお一層の本市の市政発展を祈念いたしますとともに、職員の皆様方にお礼を申し上げたいと思っております。

簡単ではございますが、退任のあいさつとさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 松島収入役につきましては、長い間お疲れさまでした。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成19年太宰府市議会第2回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成19年太宰府市議会第2回臨時会を閉会します。

閉会 午前10時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成19年8月27日

太宰府市議会議長 不老 光 幸

会議録署名議員 長谷川 公 成

会議録署名議員 渡 邊 美 穂